

# 進出経費の負担軽減

## 『2022年度 O-BIC 外資系企業進出支援事業』

### 1. 制度概要

この事業は、大阪外国企業誘致センター(O-BIC)が対大阪投資を促進するため、大阪府内への進出を決定した外資系企業に対し、進出に要する一部経費の負担軽減を行うものです。

### 2. 支援事業の対象となる企業

O-BIC 又は地元市町村等の支援を受けて 2022年4月1日～2023年3月31日の間に大阪に本店又は支店を設立する外資系企業(外資比率 1/3 以上)

### 3. 支援事業の対象となる経費

O-BIC に登録されたサポート企業(※1)が行うサービスの提供で、本店又は支店の設立までに係る以下の経費(※2)について、実費を限度額として O-BIC の認定する額を支援します。

1. 登記に係る経費:1 利用者あたり 10 万円
2. 在留資格の取得に係る経費(※3):1 利用者あたり 5 万円【申請の期限は 2023 年 3 月 31 日です。】

※1 O-BIC サポート企業とは、外国企業が日本でビジネスを始める際に必要なサポートを提供できる企業・機関・個人で、O-BIC に登録しているものです。

※2 次に掲げる経費は対象外とします。 ”官公署に支払う費用等サービスの提供に該当しない経費、他の事業による補助金等を受けている経費”

※3 個人創業の場合は上記 1「登記に係る経費のみ」が対象となります。

※4 予算額に達すれば終了します。

・なお、本店又は支店の設立の認定については、登記、許認可、諸届出の手続きの状況等により、総合的に判断させていただきます。

### 4. 経費の支払いの確認

O-BIC の職員等が、運営実態を確認するため、会社を訪問し、契約書、許可書、請求書・領収書などの原本を確認する場合があります。確認できない場合には、支援事業費は支払われません。

### 5. 支援事業費の支払い

支援事業費は、支援事業利用認定後に申請者の日本国内銀行口座に支払われます。

### 6. 記載言語

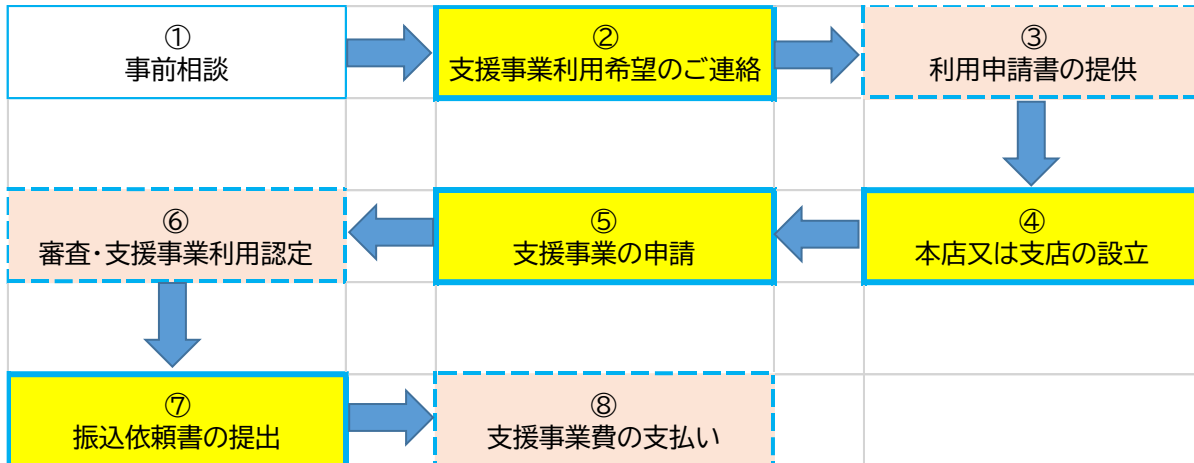
利用申請書などの提出書類は、すべて日本語、もしくは英語で記載ください。

## 7. その他の注意事項

支援事業を利用した事業者については、事業者名や支援事業費利用額等が公表されることがありますので、あらかじめご了承ください。

支援事業費の支払い後であっても、虚偽の内容に基づいて申請されたことが判明した場合は、支援事業費の返還を求めることがあります。

## 8. 手続の流れ



注)太枠内は申請者に行っていただくお手続きです。所定の期日までに必ずお手続きいただきますようお願いいたします。点線枠内は O-BIC による手続きです。

### (1)事前相談

支援事業のご利用を検討される場合は、あらかじめ O-BIC までご相談ください。

### (2)支援事業利用希望のご連絡

支援事業の利用を正式に希望される場合には、改めて O-BIC までその旨ご連絡ください。

### (3)「O-BIC 外資系企業進出支援事業」利用申請書の提供

O-BIC から希望者に「O-BIC 外資系企業進出支援事業」利用申請書をお渡します。

### (4)本店又は支店の設立

本店又は支店を設立します。

### (5)支援事業の申請

支援事業の申請にあたり、下記書類を提出してください。

尚、IBSC(対日投資・ビジネスサポートセンター/独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ))や BSO(ビジネスサポートオフィス/大阪市)等の無料テンポラリーオフィスへ入居されている場合には、正式な拠点への移転後でなければ、申請をお受けできませんのでご注意ください。

## 提出書類

### <法人による投資>

- ・「O-BIC 外資系企業進出支援事業 利用申請書」一式  
(別紙①事業実績報告書;別紙②サポート企業利用実績報告書)
  - ・海外の親会社の営業許可証もしくは登記簿
  - ・海外からの資本金送金の証明書
  - ・請求書・領収書などお支払いの根拠となる資料
  - ・定款
  - ・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
  - ・外国為替法「対内直接投資等に関する命令」に基づく株式の取得に関する報告書(日銀への報告)
  - ・(在留資格の取得に係る経費を申請する場合のみ)  
出入国在留管理局が書類受理時に交付する申請受理票
- (注)上記以外にも O-BIC が必要と判断した場合には追加書類の提出を求める場合がございます。

### <個人による投資>

- ・「O-BIC 外資系企業進出支援事業 利用申請書」一式  
(別紙①事業実績報告書;別紙②サポート企業利用実績報告書)
  - ・出資者もしくは大阪での代表者の職務経歴書
  - ・海外からの資本金送金の証明書
  - ・請求書・領収書などお支払いの根拠となる資料
  - ・出入国在留管理局が書類受理時に交付する申請受理票
  - ・定款
  - ・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
  - ・外国為替法「対内直接投資等に関する命令」に基づく株式の取得に関する報告書(日銀への報告)
- (注)上記以外にも O-BIC が必要と判断した場合には追加書類の提出を求める場合がございます。なお、提出書類(提出方法含む)については詳しくは O-BIC までお問い合わせください。

### (6)審査・支援事業利用認定

ご提出いただいた資料を基に審査を行います。支援事業のご利用が認定された場合には、O-BIC より申請者へ、認定された支援事業費を記載した「支援事業利用認定通知書」を発行します。併せて「振込依頼書」をお渡しします。

### (7)振込依頼書の提出

「振込依頼書」へ日本国内口座情報をご記入の上、O-BIC へご提出ください。

### (8)支援事業費の支払い

O-BIC より「振込依頼書」に記載いただいた日本国内口座へ、支援事業費を振込みます。

注)この利用案内の内容は、O-BIC の都合により、変更となる場合がございます。

## **9. 申請窓口・問い合わせ先**

大阪外国企業誘致センター（O-BIC）

電話: 06-6944-6298 FAX: 06-6944-6293 Email: [o-bic@osaka.cci.or.jp](mailto:o-bic@osaka.cci.or.jp)